

市長要請に基づく臨時休業措置の延長等について

内閣総理大臣から福岡県を対象区域に含めた緊急事態宣言が発令され、これを踏まえ、福岡県知事から県内の学校に関して、地域の実情を踏まえて臨時休業の有無や期間について検討するよう要請があった。さらに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第36条第6項の規定に基づき北九州市長より市立学校の対応について同様の検討要請を受けた。

この要請を踏まえ、臨時休業期間の延長や学校種の追加等をするなど、次のとおり対応を行うこととするもの。

1 休業期間の延長

- 休業期間を令和2年5月6日までとする。

※学校保健安全法に基づく、臨時休業期間としては5月1日まで

2 臨時休業を行う学校種の追加

- 既に臨時休業措置としていた小学校・中学校・特別支援学校・高等学校・高等専修学校に加え、幼稚園及び高等理容美容学校を追加する。

3 その他の措置

- 臨時休業期間中に実施を予定していた分散登校日は当面の間は中止とする。
- 部活動の中止の期間については、5月6日までに延長する。

【参考】

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

（市町村対策本部長の権限）

第三十六条 略

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。